

いわて農業経営相談センター経営専属スタッフ業務規程

(目的)

第1 この規定は、いわて農業経営相談センター設置規程第6に基づき、経営専属スタッフの業務に関して必要な事項を定めるものとする。

(専属スタッフの業務)

第2 経営専属スタッフは、経営相談に対する適切な対応、専門家等の育成、業務管理のマネジメント、関係機関との良好な関係の構築等、経営サポート活動の実施における中心的な役割を担うものとし、業務は次のとおりとする。

- (1) 重点指導農業者等の経営分析・診断に関すること。
- (2) 重点指導農業者の経営戦略を策定するための経営戦略会議の開催に関すること（重点指導農業者の選定及び経営戦略の策定・見直し・進行管理に関する助言・指導並びに伴走型支援を実施する支援チームの編成）。

なお、経営専属スタッフが中小企業診断士の場合に限り、経営戦略で定められた支援工程の見直しが必要と判断した場合は、経営戦略会議の審議を経ずに経営戦略の見直しを行い、いわて農業経営相談センター事業実施要綱第2の4の(1)の取組に反映させることができるものとする。この場合、経営戦略会議に対し、事後報告をするものとする。

- (3) 専門家との連絡・調整に関すること。
- (4) 相談センターの運営方針及び事務局活動に対する指導・助言に関すること

(専属スタッフの選任)

第3 経営専属スタッフは、業務内容を踏まえ、農業経営に関する十分な知識と経験を有した専門家又は専門家と同等の能力を有するなど、第3に定める経営サポート活動の取組を適切に遂行できる者から選定するものとし、県が決定する。

(経営専属スタッフの選任解除)

第4 経営専属スタッフが次に掲げる事項のいずれか一の行為を行った場合、県の判断により、即時に選任を解除するものとする。

- (1) 業務上知り得た担い手等の秘密を第三者へ漏らした場合
- (2) 相談センターの運営、事業等に関して知り得た情報について、相談センターの同意を得ずに第三者へ提供した場合
- (3) 相談センター又は本事業の信用を著しく損なうような行為を行った場合
- (4) 反社会勢力との付き合い、又はその関係が疑われるような行為を行った場合
- (5) 農業経営者等に対し、相談センターの同意を得ずに、自らの営業行為を行った場合

(6) 相談センターの同意を得ずに、直接、農業経営者等と訪問日や指導計画の調整を行った場合

(経営専属スタッフへの謝金及び旅費)

第5 経営専属スタッフへの謝金及び旅費は次のとおりとする。

- (1) 謝金は、別表1により支払うものとする。
- (2) 旅費は、岩手県の旅費支給基準「一般職員の旅費に関する条例」により支払うものとし、農業革新支援担当が算定して相談センターに報告する。
- (3) 謝金及び旅費は、1月単位で集計を行い、所定の期日に口座に振り込むものとする。

(その他)

第6 この規程に定めるもののほか、経営専属スタッフの業務に関して必要な事項は所長が別に定める。

別表1

〔経営専属スタッフ謝金〕

日 額	時間単価
16,100円	8,000円/時間

※時間単価を適用する時間は2時間未満とし、それ以上の場合は原則として日額を適用する。

附 則

この規程は、令和元年5月16日から施行する。

この規程は、令和2年4月27日から施行する。

この規程は、令和4年7月5日から施行する。